

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第 4 0 6 会計隊長 野田 幸司

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6P9B1KH00110		6PWS1A20035 0001				8-29	
品名 または 件名							
(8) 1 2 6 号建物換気設備等設計役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST				0	9	
納地または工事場所			引 渡 場 所				
新町駐業 (管)			管理科 岡島技官 4 2 2				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和8年9月2日 (水) ～令和9年1月29日 (金)				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、第 4 0 6 会計隊契約班にて掲示、配布する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年9月2日(水) 15時00分 相馬原駐屯地 1号隊舎3階商議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次の各項目のすべての条件を満たす者
- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
 - ウ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - エ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
 - オ 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
 - カ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
 - キ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
 - ク 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - ケ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
 - コ 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

(2) 低入札価格調査について

- ア 予算決算及び会計令第 8 5 条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札

者とならない場合がある。

イ 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。

(4) 入札の無効

ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札

イ 入札に関する条項に違反した入札

ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札（押印省略の場合は入札者の氏名に加え、担当者の氏名および連絡先を記入すること）

(5) 契約書等の作成

ア 契約金額が250万円を超える場合は契約書を作成する。

イ 契約金額が100万円以上250万円以下の場合は請書を作成する。

ウ 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。

(6) 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項とする。

(7) 落札の決定方法

予決令79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。（郵便による入札が同価となった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施）

(8) その他

ア 郵便等による入札については、入札前日の17時00分到着分までを有効とする。

なお、事前に郵便入札の申し出を第406会計隊契約班まで行くとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。

イ 電報・電話等による入札は認めない。

ウ 入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（入札前日の17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）

エ 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。（様式随意、なお郵便入札時は不要）

オ 入札に参加する者は、提出期限までに市価調査を提出すること。（FAX可）

カ 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊契約班にて閲覧されたい。

キ 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

ク 入札及び契約に関する問い合わせ先

〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2

陸上自衛隊相馬原駐屯地 第406会計隊契約班 担当：小宮

TEL：0279-54-2011 内線（2369） FAX：0279-54-6960（直通）

（仕様書等に関する事項）

陸上自衛隊新町駐屯地 業務隊管理科 担当：岡島 TEL：0274-42-1121 内線（422）

本公告は、陸上自衛隊相馬原駐屯地 第406会計隊契約班

陸上自衛隊東部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/ese/kaikei/eafin> に掲載。

件名：1 2 6 号建物換気設備等設計

令和 8 年 7 月

陸上自衛隊 新町駐屯地業務隊

仕 様 書

仕様書番号	8-29	作成部隊	陸上自衛隊新町駐屯地業務隊
作成年月日	令和 8 年 7 月	作成者	岡島技官

- 1 業務名称
1 2 6 号建物換気設備等設計
- 2 計画施設概要
 - (1) 施設名称
新町駐屯地－1 2 6 号建物
 - (2) 敷地の場所
群馬県高崎市新町 1 0 8 0 陸上自衛隊新町駐屯地
- 3 履行期間
契約締結の翌日から令和 9 年 1 月 2 9 日まで
- 4 設計と条件
 - (1) 建物面積
新町駐屯地 714.35㎡
 - (2) 用途地域及び地区の指定
準工業地域
 - (3) 設計対象施設
1 2 6 号建物
 - (4) 改修工事の条件
 - ア 1 2 6 号建物機械室、塗装室、整備場、溶接室・工作室
 - (ア) 機械室
換気設備、空調設備設置、電源改修ほか
 - (イ) 塗装室
換気設備に伴う付帯設備
 - (ウ) 整備場
空調設備に伴う付帯設備
 - (エ) 溶接室・工作室
空調設備に伴う付帯設備
 - イ 工事予定時期 令和 9 年度
- 5 管理技術者の資格
資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合はその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。
建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士又は同条第 3 項に規定する二級建築士
- 6 実施設計の内容及び範囲
 - (1) 実施設計の内容
建築（総合）実施設計

(2) 実施設計に関する業務範囲

- ア 要求等の確認
- イ 現地調査
- ウ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- エ 実施設計方針の策定
 - (ア) 総合検討
 - (イ) 実施設計のための基本事項の確定
 - (ウ) 実施設計方針の策定及び発注者への説明
- オ 実施設計図書の作成
- カ 概算工事費の検討
- キ 実施設計内容の発注者への説明等

(3) 実施設計に関する業務範囲

- ア 成果図書に基づく積算業務
- イ 積算数量算出書の作成
- ウ 単価作成資料の作成
- エ 見積徴集
- オ 見積検討資料の作成

7 業務の実施

- (1) 実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- (2) 積算業務は、監督官の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(3) 適用基準

- ア 公共建設設計業務委託共通仕様書
- イ 官庁施設の設計業務等積算基準、同要領
- ウ 建築設計基準、同資料
- エ 公共建築工事標準仕様書
- オ 公共建築改修工事標準仕様書
- カ 公共建築工事積算基準
- キ 公共建築工事標準単価積算基準
- ク 公共建築数量積算基準
- ケ 公共建築工事共通費積算基準
- コ 公共建築工事内訳書標準書式
- サ 公共建築工事見積標準書式
- シ 公共建築工事積算基準等資料
- ス 公共建築設計業務委託共通仕様書
- セ 官庁施設の設計業務等積算基準、同要領

(4) 図書の確認

30%・60%・90%・100%毎に設計図書等を監督官に提出し、確認を受けるものとする。また、確認の都度、監督官から要求があった場合は、検討し修正を加えるものとする。

(5) コスト縮減に係る提案について

本業務の実施に当たり、設計対象物に係るコストの縮減に資する工法・材料について、監督官に提案するものとする。

8 実施設計（改修）

(1) 成果物及び提出部数等（基準）

成果物等	縮 尺	部数	摘要
1 建築			
(1) 建築（総合）設計図		2	
ア 特記仕様書			
イ 敷地案内図			
ウ 配置図			
エ 平面図	1/50～1/200		
オ 断面図	1/50～1/200		
カ 立面図	1/50～1/200		
キ 平面詳細図	1/10～1/50		
ク 断面詳細図	1/10～1/50		
ケ 部分詳細図	1/10～1/50		
2 建築積算		1	
(1) 建築工事積算数量算出書			
(2) 建築工事積算数量調書			
(3) 見積書、見積比較表			
3 その他		1	
(1) コスト縮減検討報告書			
(2) 概略工事工程表			
(3) 概算工事費報告書			
(4) アスベスト調査報告書			
4 資料		1	
(1) 各種技術資料			
(2) 各種記録書			
(3) C A Dデータ			

(2) 細部事項

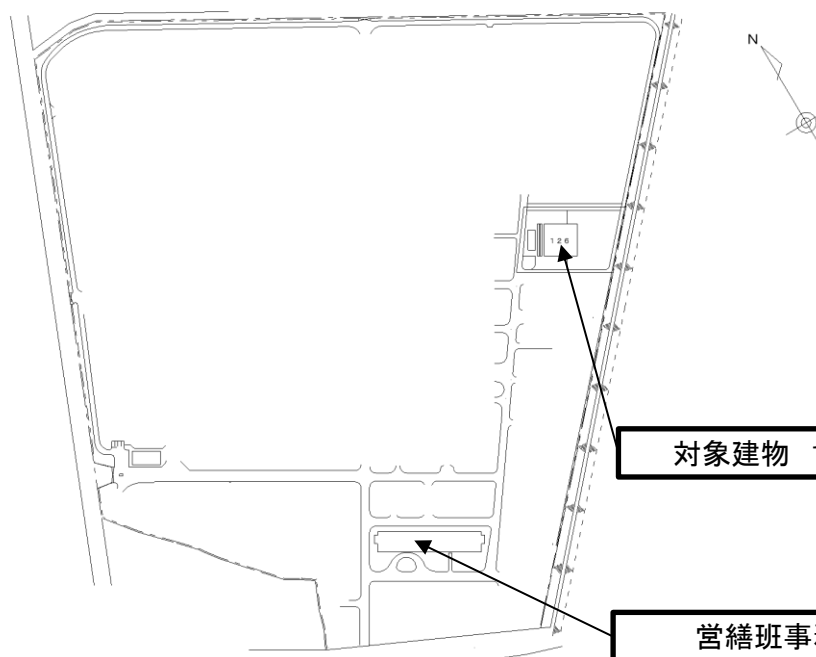
ア 設計図は、監督官と協議のうえ、適宜、追加・削除してもよい。

イ 負荷計算等を既存のソフトで行う場合は、事前に監督官と協議する。

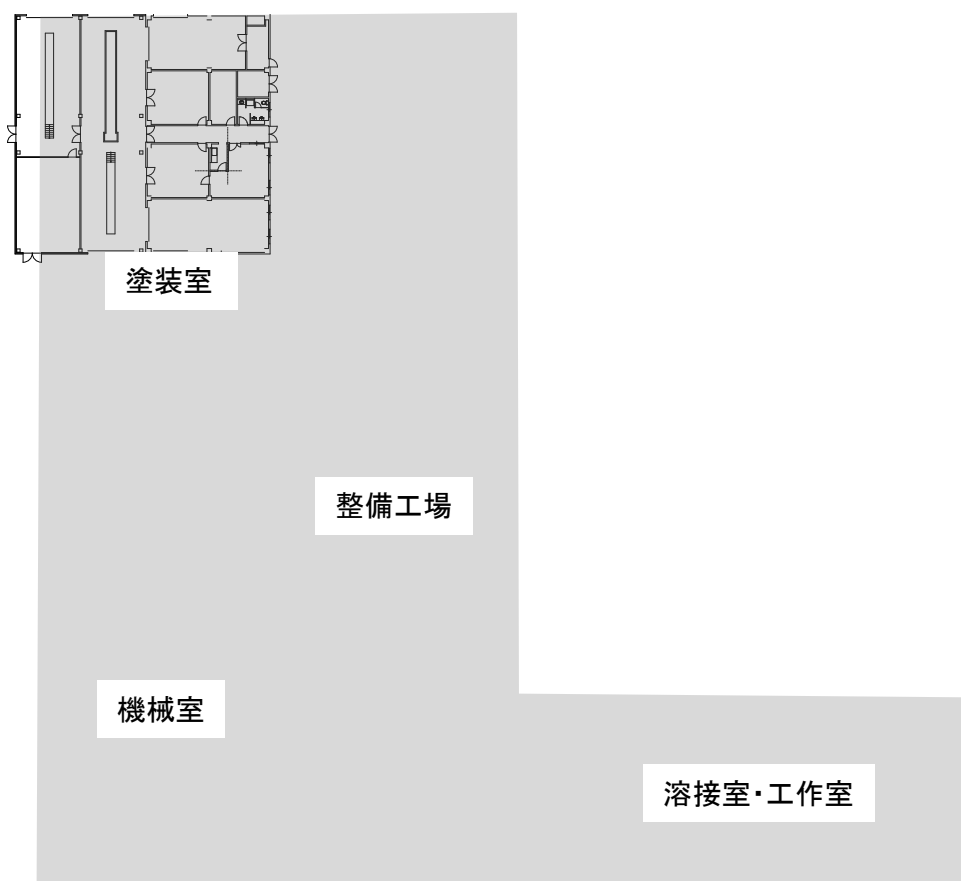
ウ 報告書に併せて、各種データを記録した可搬記憶媒体（C D - R）も提出すること。なお、提出する可搬記憶媒体は確実にウイルス対策を実施した可搬記憶媒体を提出すること。

9 特記事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、「共通仕様書」による。
- (2) 本業務の実施に当たり、現地実測及び測量から行うものとする。
- (3) 本業務の実施に当たり、設計図書を貸与する。
- (4) アスベスト調査箇所は事前に監督官と協議するものとする（2 検体を予定）。
- (5) 本業務の実施に関し、入門する者は日本国籍を有する者に限る。
- (6) 入札に参加する者は、事前に現地を確認した者に限る。



配置図 S=1/NON SCALE



平面図 S=1/NON SCALE

凡例
設計範囲